高等学校専攻科 1人につき 2.200 円

第2条第1項第657号中工をオとし、同号に工として次のように加える。

工 高等学校専攻科 1人につき 5,650円 第2条第1項第662号中「第43条の2」を「第6条の13」に、「保育士資格及び」を 「保育士試験又は」に、「再交付」を「交付」に改める。

第4条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項から第12項までを1項ずつ繰り上 げる。

生物試料試験検査(食品等の農 第1類 1項目につき 3,150 円 薬基準試験検査及び食品等の P 第2類 1項目につき 6,090 円 CB 試験検査を除く。) 1項目につき 第3類 10,820 円 1項目につき 第4類 30,350 円 別表第1中 46,100 円 上水の水質基準試験検査 第1類 第2類 6,200 円 し尿処理水の水質試験検査 第1類 12,500 円

第2類

Γ 生物試 薬基準 CB試 お し尿処

左 1 业二		
第1類	1項目につき	3,150 円
第2類	1項目につき	6,090 円
第3類	1 項目につき	10,820 円
第4類	1 項目につき	30,350 円
第1類		12,500 円
第2類		92,930 円
THE FEET PROPERTY AND THE PROPERTY AND T	第2類 第3類 第4類 第1類	第2類1項目につき第3類1項目につき第4類1項目につき第1類

に改める。

92,930 円

別表第26を次のように改める。 別表第 26 (第 2 条第 1 項第 624 号関係)

区分	金額
水道法施行規則(昭和 32 年厚生省令第 45 号。以下「施行規則」という。)	10,500 円
第15条第1項第3号イの規定による水道水の定期検査の項目、硝酸態窒素及	
び亜硝酸態窒素について行う検査	
クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホル	52,500 円
ム、総トリハロメタン、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、臭素酸、トリクロロ酢酸、	
ホルムアルデヒド及びシアン(以下「消毒副生成物」という。) について行う	
検査	
施行規則第15条第1項第3号イの規定による水道水の定期検査の項目、硝	63,000 円
酸態窒素、亜硝酸態窒素及び消毒副生成物について行う検査	
施行規則第15条第1項第3号イの規定による水道水の定期検査の項目、硝	6,300 円
酸態窒素及び亜硝酸態窒素について行う検査のうち有機物の検査を過マンガン	
酸カリウム消費量で行う検査	
水質基準に関する省令(平成 15 年厚生労働省令第 101 号。以下「省令」と	220,000 円
いう。)の表の上欄に掲げるすべての事項について行う検査	
省令の表の上欄に掲げるすべての事項から消毒副生成物を除いたものについ	182,000 円
て行う検査	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号)	11,760 円
第4条の5第2項第12号の規定によるし尿処理施設放流水の定期水質検査	
一般細菌及び大腸菌又は大腸菌群について行う検査	2,520 円
一般細菌について行う検査	1,840 円
大腸菌及び大腸菌群について行う検査	1項目につき2,170円
硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物等(過マンガン酸カリウ	3,780円。ただし、項目
ム消費量)、蒸発残留物、pH 値、臭気、味、色度及び濁度並びにカルシウム、	ごとに検査を行う場合
マグネシウム等(硬度)について行う検査	は、1項目につき1,160
	円